

コラム:元書記官の独り言～債権届出事項②(法人の代表者の記載方法)のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は、前回に引き続き、債権届出書の記載事項のうち、法人の代表者の記載方法についてお話いたします。

裁判所に提出する債権届出書には、届出債権者の特定のため「債権者及び代理人の氏名又は名称及び住所」を記載して届け出ることとされており(破産規則32条1項1号、民事再生規則31条1項1号及び会社更生規則36条1項1号)、個人であれば住所と氏名、法人であれば名称と主たる事務所、商号と本店などを記載して届け出ることになることは前回お話いたしました。代理人を記載すべき規定は法人の代表者について準用されることから(破産規則12条、民事再生規則11条、会社更生規則10条及び民事訴訟規則18条)、届出債権者が法人の場合は代表者の記載も必要となります。

判決書等の裁判書類における代表者の記載方法としては、①代表者である旨②登記上の代表資格(肩書)③代表者の氏名を記載することが通例とされています。

具体的には、株式会社の場合だと「代表者 代表取締役 ○○○○」と記載する例が多く見られますが、特例有限会社の場合は登記に従って「代表者 取締役 ○△○△」と記載する例が多く見られます。また、一般社団法人等においては「代表者 代表理事 △○△○」と記載するのが通例と思われ

ますが、NPO法人などでは、定款の定めに従って選定された特定の理事(理事長や代表理事など)のみが代表権を持つと規定されている法人であっても、登記手続においては代表資格を「理事」として登記することとされているため、登記に従って「代表者 理事 △△△△」と記載する例が多く見られます。

以上のとおり、②の要件について、裁判所は代表者の登記上の代表資格を記載することで平仄を合わせる傾向にあるため、債権届出書に代表者を記載する際にも、社内的な肩書ではなく登記上の代表資格を記載する(社内的には「会長」と呼称されていても登記上の代表資格が「代表取締役」であればシンプルに「代表取締役」と記載する、定款の定めや社内的な呼称は「理事長」であっても登記上の代表資格が「理事」であるなら「理事」とだけ記載すること)を心がければ、裁判所や管財人などから、この点の記載について無用な補正依頼を受けることを可能な限り避けることができます。

なお、実務においては、提出された債権届出書について補正が必要な点が代表資格だけなら事実上黙認される場合がありますが、債権届出書に基づいて裁判所書記官が作成する債権者表に確定債権が記載されると、最終的には確定判決と同一の効力を有する(破産法221条1項、民事再生法104条3項及び会社更生法150条3項)点に鑑みれば、債権届出書の記載も判決書等と平仄が合っているのが理想的であるため、基本的には補正を促されることが多いと思われます。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】